

神西基署発 1005 第 2 号
令和 5 年 10 月 5 日

一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟 代表者 殿

神戸西労働基準監督署長



兵庫リスク低減MS運動（2期）の取組について（協力要請）

平素は、労働安全衛生行政に格別のご理解とご尽力を賜っておりますこと、誠に感謝申し上げます。

さて、兵庫労働局では、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、あらゆる労働災害防止対策を切れ目なく継続的に実施しているところです。

なかでも「兵庫リスク低減MS運動（以下「MS運動」という。）」は、令和元年度から兵庫労働局の独自取組として、働く人の命を脅かすような重篤な災害の撲滅と、万一災害が起きても休業を要しない程度の軽微な被害に抑えられる安全・安心な職場環境の実現を目指して、経営トップが安全衛生方針を表明し職場の安全衛生に積極的に関わること、PDCAサイクルによる組織的安全衛生管理の運営を図ること、更にリスクアセスメントを継続的に実施し残されたリスク（残留リスク）を明確かつ重点的に管理することで、「許容できないリスクがない職場づくり」につなげるための運動として、兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画期間において取り組んだところです。

しかしながら、継続的にMS運動を推進したものの、取組集団を構成する事業場の中には、経営トップの安全衛生方針の表明をはじめ、重点的な取組内容に低調な状況がみられ、更なる取組が求められる状況にあります。

つきましては、兵庫県下における事業場の安全衛生活動の気運の醸成並びに安全衛生水準の段階的な向上を図るうえで、MS運動を2期として、令和5年度から兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画期間（2023年度から2027年度）において、継続的に取り組むことになりました。

このため、兵庫労働局において、「兵庫リスク低減MS運動（2期）実施要綱（以下「実施要綱」という。）」が別添のとおり策定されましたので、貴団体におかれましては、傘下の会員事業場等に対して、実施要綱8(3)の「事業者の具体的な取組事項」について、周知並びにご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、MS運動（2期）に関する情報は、兵庫労働局のホームページをご参照ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ms_undou_2.html



「兵庫リスク低減MS運動（2期）実施要綱」

兵庫労働局

1 趣旨

兵庫リスク低減MS運動（以下「MS運動」という。）は、働く人の命を脅（おびや）かすような重篤な災害の撲滅と、万一災害が起きても休業を要しない程度の軽微な被害に抑えられる安全・安心な職場環境の実現を目指して、経営トップが安全衛生方針を表明し職場の安全衛生に積極的に関わること、P D C Aサイクルによる組織的安全衛生管理の運営を図ること、更にリスクアセスメントを継続的に実施し残されたリスク（残留リスク）を明確かつ重点的に管理することで、「許容できないリスクがない職場づくり」につなげるための運動である。

労働災害を防止するうえでは、MS運動を通じて、働く人すべてがそれぞれの立場で自主的に安全で健康的な職場環境の形成に努めることで、安全衛生水準の段階的な向上（スパイラルアップ）につながることが重要であり、MS運動に取り組んだことによって、令和5年度を初年度とする「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画（以下「兵庫14次防」という。）」が掲げる労働災害減少目標の達成に至ることが望まれる。

このため、兵庫労働局、労働基準監督署、労働災害防止団体等の関係団体並びに労使等の関係者が連携し、令和5年度から、以下のスローガンの下に、「MS運動（2期）」に取り組んでいくこととする。

2 スローガン

『 残留リスクを見逃さず 達成しようゼロ災害 』

3 実施期間

令和5年度から令和9年度に実施するものとする。（兵庫14次防期間）

4 対象業種、規模等

全業種を対象とし、規模は問わない。

5 目標

(1) 実施期間最終年度における目標（令和9年度）

- ア 労働局にあっては、兵庫14次防が掲げる労働災害減少目標を達成すること。
- イ 労働基準監督署にあっては、署別第14次労働災害防止計画に掲げた労働災害減少目標を達成すること。
- ウ 経営トップの安全衛生方針表明、P D C Aサイクル管理及び残留リスク管理に取り組む事業場の割合を80パーセント以上とする。

(2) 各年度における目標（令和5年度から令和8年度）

労働局、労働基準監督署とも、年度当初に掲げる行政目標とした労働災害減少目標を達成すること。

6 主唱者

兵庫労働局及び兵庫県下の労働基準監督署

7 協賛者

兵庫労働災害防止団体等連絡協議会

・一般社団法人兵庫労働基準連合会

・建設業労働災害防止協会 兵庫県支部

・陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

・港湾貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県総支部

・林業・木材製造業労働災害防止協会 兵庫県支部

・一般社団法人日本ボイラ協会 兵庫支部

・一般社団法人日本クレーン協会 兵庫支部

・公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 兵庫県支部

独立行政法人労働者健康安全機構 兵庫産業保健総合支援センター

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 兵庫支部

R S T トレーナー会

8 具体的実施事項

(1) 主唱者の実施事項

① 経営トップの安全衛生方針表明、P D C Aサイクル管理及び残留リスク管理の取り組みに関する指導を行う。

② 「安全衛生表彰式」を開催する。

③ 「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」において、「MS運動（2期）」を周知する。

④ 全国安全週間（準備期間を含む。）に実施する労働局長、主唱者幹部等によるパトロールにおいて、「MS運動（2期）」を周知する。

⑤ 労働災害防止団体等と連携し、「MS運動（2期）」を周知する。

⑥ リスクアセスメント（非定常作業を含む）は、「リスクアセスメントの実施支援システム（厚生労働省／職場のあんぜんサイト）」の作業内容等に即したマニュアルを活用し、具体的な実施方法を示すことにより、その実施率を向上させる。

また、リスク低減措置後の残留リスク対策の重要性を周知する。

⑦ 「年間安全衛生管理計画」の作成及び「P D C Aサイクル管理」導入に向けた指導を行う。

⑧ 製造業、建設業、陸上貨物運送事業、林業に対する集団指導、説明会等により、「MS運動（2期）」を周知する。

⑨ 第三次産業（社会福祉施設）に対する集団指導、説明会等により、「MS運動（2期）」を周知する。（兵庫県、市町等の各自治体と連携して実施する場合を含む。）

- ⑩ 第三次産業（社会福祉施設以外）に対する集団指導、説明会等により、「MS運動（2期）」を周知する。（関係団体等と連携して実施する場合を含む。）
- ⑪ 熱中症予防対策に係るパトロール・研修会等において「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」と併せて「MS運動（2期）」を周知する。
- ⑫ 労働安全衛生マネジメントシステム（平成11年労働省告示第53号、改正令和元年厚生労働省告示第54号。以下「OSHMS」という。）の導入に向けた指導を行う。
- ⑬ 「MS運動（2期）」の周知用リーフレット、ポスター、垂れ幕、取組宣言書（様式：協賛団体用、事業場用）を作成し、兵庫労働局のホームページを通じて、情報提供を行う。

(2) 協賛者の実施事項

- ① 会員等の経営トップに対し、安全衛生方針表明、PDCAサイクル管理及び残留リスク管理の取り組みに関する支援を行う。
- ② 協賛者は、「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」を開催し、局署と連携することにより、「MS運動（2期）」の周知を広く展開する。
- ③ 会員等にリスクアセスメント（非定常作業を含む）の実施を勧奨する。
(残留リスク管理を含む。)
- ④ 会員等にポスター、垂れ幕等の掲示を勧奨する。
- ⑤ 会員等に「年間安全衛生管理計画」の作成及び「PDCAサイクル管理」導入の支援を行う。
- ⑥ 会員等にOSHMS、リスクアセスメント研修等を実施する。
- ⑦ 協賛者が実施するOSHMS、リスクアセスメント研修等の受講を勧奨する。
- ⑧ 会員等に危険箇所の見える化、リスク低減措置の実施を勧奨する。
- ⑨ 会員等に安全衛生パトロールの実施を支援する。
- ⑩ 会員等の運動取組宣言とOSHMS導入状況の把握を行う。
- ⑪ ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策等（長時間労働の抑制等）の健康管理活動の支援を行う。

(3) 事業者の具体的な取組事項

- ① 経営トップの安全衛生方針表明を行う。
- ② 「MS運動（2期）取組宣言」を行い、宣言書を掲示する。
- ③ 協賛者が開催する「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」に参加することにより、「MS運動（2期）」を展開する。
- ④ 協賛者が開催するOSHMS又はリスクアセスメントに関する研修等を受講する。

- ⑤ 職場の総点検を実施する。
- ⑥ 職場の総点検の結果を踏まえ、リスクアセスメント（非定常作業を含む）を行い、「残留リスク管理」を確実に実施する。
- ⑦ 死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすリスクには、最優先でリスク低減措置を実施する。
- ⑧ 経営トップは、残留リスク管理のうち「許容できないリスク」が残る作業に労働者を従事させることがないか確認する。
- ⑨ SDS（安全データシート）通知対象物質を製造し、又は取り扱う業務を有する場合、所定の実施時期に化学物質のリスクアセスメントを実施する。
- ⑩ 「年間安全衛生管理計画書」を策定し、計画的に運営することにより、「P D C A サイクル管理」を定着させる。
- ⑪ 「年間安全衛生管理計画書」に、リスクアセスメントの実施及び結果に基づく措置の実施時期を盛り込み、リスクの大きさに応じたリスク低減方策を確実に実施する。
- ⑫ 交通労働災害を分析し、地域の交差点の危険マップ・事故発生マップを作成し、安全掲示板等で周知する。
- ⑬ ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策等の健康管理活動（長時間外労働の抑制等）を実施する。
- ⑭ 安全衛生パトロールを実施する。
- ⑮ ポスター、垂れ幕等を掲示する。